

【1995年7月26日】公的年金制度の一元化について

公的年金制度の一元化に関する懇談会

公的年金制度の一元化について

平成7年7月26日

公的年金制度の一元化に関する懇談会

はじめに

当懇談会は、昨年2月、公的年金制度に関する関係閣僚会議の申合せに基づき、公的年金制度の一元化について公的年金各制度を通じて論議し、関係者の合意形成を図るために設置され、以来13回にわたり議論を重ねてきた。

この間、昨年末に中間的なとりまとめを行い、日本鉄道共済組合に対する当面の措置について意見集約を行うとともに、一元化のあり方について引き続き検討を行い、速やかに結論を得ることとしたところである。

当懇談会では、その後、引き続き中間とりまとめにおいて示した主要な論点について鋭意検討を進めてきたところであるが、今般、公的年金制度の一元化についての基本的な考え方をとりまとめたので報告する。

1 一元化の目指すべき方向

特定の産業や職種のみを対象とした制度が分立している状態は、産業構造や就業構造の変化による影響に対して脆弱であるとともに、負担の不均衡を生ずることから、公的年金制度の一元化については、次の方向を目指すべきである。

- ・被用者年金制度については、財政単位を大きくする。
- ・公的年金制度として共通する部分について、費用負担が著しく違わないよう、その平準化を図る。
- ・被保険者数の著しい減少に伴い、既に独立した制度として機能しなくなっている日本鉄道共済及び日本たばこ産業共済については、被用者年金制度の再編成の中で必要な措置を講ずる。

2 一元化を進めるに当たっての考え方

財政単位の拡大や、共通部分についての費用負担の平準化という年金制度の一元化の目指すべき方向に照らして考えると、公平な被用者年金制度の統一的な枠組みの形成を目指すことが望ましい。

しかしながら、一方において、これまで各制度が独立して運営してきた経緯や各制

度の目的や機能、過去の財政運営の努力等についても十分配慮する必要がある。

このため、一元化の目指すべき方向に向けて具体的な措置を実施していくに当たっては、被用者年金制度が今後 21 世紀にかけて成熟化する段階において漸進的に対応する必要がある。

3 一元化の進め方

(1) 被用者年金制度の再編成

上記の基本的考え方を踏まえ、被用者年金制度の再編成を行うべきであるが、その際、わが国の被用者年金制度の一般的な制度であり、かつ、最大規模の厚生年金保険制度が中心的な役割を果たすことが期待される。

被用者年金制度の再編成の第一段階として、既に民営化・株式会社化している旧公共企業体の共済(日本鉄道共済、日本たばこ産業共済、日本電信電話共済)については、厚生年金と統合することが妥当である。

特別の法律に基づく法人の職員を対象として厚生年金とは別の制度となるに至った経緯を持つ私立学校教職員共済・農林漁業団体職員共済については、被用者年金制度全体の中におけるこれらの制度の位置付けについて検討する必要がある。

国家公務員等共済・地方公務員共済については、ともに公務員という職域に適用される年金制度であることから、まず、両制度において、社会保障制度としての在り方及び公務員制度としての在り方を踏まえつつ、その財政の安定化のための措置について検討すべきである。

(2) 旧公共企業体共済の厚生年金への統合

旧公共企業体共済の厚生年金への統合については、統合後は厚生年金本体から厚生年金水準相当の給付を支給することとするが、統合前の期間に関しては、費用負担の平準化を図るという観点を加味しつつ被用者年金制度全体で支えあうという枠組みを堅持するとともに、世代間扶養の考え方を基本とする公的年金制度としての支えあいの範囲を考慮した妥当な水準の積立金を移管することが必要である。

なお、統合に際し、一元化の趣旨を踏まえ、現行制度からの適切かつ円滑な移行に配慮しつつ、以下のような措置を講ずることが適当である。

- ・日本鉄道共済に関する標準報酬の再評価の繰延べ措置については見直す。
- ・厚生年金より高い保険料率については、従来の経緯を踏まえ、段階的にその格差の解消を図る。
- ・現に支給されている職域年金部分については企業年金化を図る。

(3) 制度の安定化・公平化のための情報公開・検証

以上のような方向での被用者年金制度の再編成は、年金財政の安定化及び給付・負担の公平化という年金制度の一元化の基本的目標達成に近づくものと考えられるが、さらに、こうした再編成の効果や制度の安定性、給付・負担の公平性が確保されてい

るかどうかについて、常に適切な情報の公開を行うとともに、財政再計算時など適時適切な機会をとらえ、一元化の基本的目標に照らした検証を行っていくべきである。

そのため、こうした検証を行うに適切な場を設けることについて検討すべきである。

また、年金制度の運営状況に関する情報を、わかりやすい形で国民に提供していくことは、公的年金制度に対する国民の理解を得ていくために有益であると考えられる。

なお、こうした情報公開に関連して、共済年金の職域年金部分及び厚生年金基金の代行相当部分については、それぞれ適切な情報が提供されるよう検討すべきである。

4 現業業務の一元化の推進

被用者年金制度の分立に伴う現業業務上の問題を改善し、加入者・受給者サービスの向上を図るため、統一的な番号制の導入等、現業業務についても一元化を推進すべきである。

5 関連する事項

公的年金制度の安定性を確保するためには、公的年金制度の1階部分に相当する国民年金の基盤を強化していくことが必要であり、国民年金の未加入者及び未納者の解消に向けて、運営・制度の両面にわたる総合的な対策について速やかに検討を進める必要がある。

関連して、基礎年金の拠出金の分担のあり方についても検討を行うべきである。

また、基礎年金の国庫負担のあり方については、平成6年の「国民年金法等の一部を改正する法律案」の国会審議において検討規定が附されたところであり、この規定に基づき適切な検討を行うべきである。

厚生年金基金制度については、これまでの経緯や昨今の厳しい経済環境等を踏まえ、企業年金としての健全な普及発展を図るための検討を行う必要がある。

6 おわりに

公的年金制度の一元化については、昭和59年の閣議決定以来の課題であり、今般、当懇談会では一元化の基本的な考え方をとりまとめたものであるが、政府においては、本報告を踏まえて、速やかに必要な対応策を講ずることとされたい。